行政の焦点

道路貨物運送業―長時間の荷待ちの改善―

道路貨物運送業は、他の業種と比較して長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種となっています。

今般、自動車運転者の拘束時間、休息期間等の基準を定めた改善基準告示（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準）が改正され、令和6年4月1日から適用されることとなっており、自動車運転者の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要があります。

しかし、道路貨物運送業の長時間労働の要因の中には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあることから、関係行政機関と連携を図りつつ、取引慣行の見直しに向けて発荷主及び着荷主並びに道路貨物運送業の元請事業者（以下「発着荷主等」という）に対する要請等をお願いすることとなりました。

その内容は、次のとおりです。

発荷主及び着荷主並びに道路貨物運送業の元請事業者に対する要請

1 長時間の恒常的な荷待ちの改善

発着荷主等の都合による長時間の恒常的な荷待ちは、トラック運転者の長時間労働の要因となることから、これを発生させないよう努めてください。

2 改善基準告示の周知及び遵守への協力

運送業務の発注担当者に、改善基準告示を周知し、トラック運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定してください。

改善基準告示を遵守できず安全な走行が確保できないおそれのある発注を貨物自動車運送事業者に対して行わないでください。

これらの要請は、発着荷主等の事業場へ訪問の上、要請文書にてお願いをすることとなっています。この荷主というのは、荷物の出し手である発荷主だけではなく、荷物の受け取り手である着荷主も該当するものですし、会社の規模等も関係ありません。

長時間の恒常的な荷待ちは、自動車運転者の長時間労働の要因となります。物流を支える自動車運転者の健康のためにも、長時間荷待ちの改善に向けて発着荷主等の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

また、トラック運転者の長時間労働の改善に向けて、労務管理上の改善、荷主と運送事業者の協力による作業環境の改善等を図るための相談窓口「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」を設け、相談を無料でお受けしています。ご利用ください。

※関係資料は、以下のQRコードよりご覧ください。

厚生労働省　自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）

厚生労働省　自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト
「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」

イラスト・木村武司

愛知県下各労働基準協会主催
2024年問題対応総合支援事業
「自動車運転業務対応セミナー」（無料）
令和5年6月5日(月)　13時半～16時半
当協会総合受付　☎052―961―1666